

太陽 ASG 拝啓社長殿 ～経営者のための財務情報～

第 449 号 この資料は全部お読みいただいて 140 秒です。

今回のテーマ： 重大な決算訂正はいかに発生するか ー多発する適時開示規則違反

上場企業における決算訂正の問題点

問題は、訂正の原因が、1. 故意または重大なミスなのかどうか、2. 投資家の判断に大きな影響を与える結果であったかどうか、です。証券取引所や金融庁など規制当局の関心もそこにあります。投資判断に影響があると見られるものは、規制当局で特に問題にしています。

決算訂正などの適時開示規則違反

不適切な発表時間帯を含め、東証の「適時開示規則」違反の事例（2007.4～2008.2）287 件中 5%にあたる 15 件で、証券取引所への「改善報告書」提出がありました（2008.3.22 日経新聞）。これまで看過されてきた不適切な会計処理が、監査厳格化の流れの中で、次々と露呈している現状です（同上）。

最近の重大な訂正事例としては、IHI の 500 億円超の巨額損失、同過年度決算の営業赤字化、三洋電機の過年度決算大幅訂正、グッドウイルグループののれん代減損消却、加ト吉グループの循環取引問題などがあげられます。

決算訂正の主な原因

決算が適切であるための要件は、「会計事実の正確な把握」と「法令・基準に的確に準拠した会計処理」です。決算訂正の主な原因もこの 2 点です。会計事実には、過去から現在までの会計事実と、将来にむけた予測情報に関する会計事実の 2 種類があります。ここ数年、法令・基準が種々改訂され、複雑になっていることも決算訂正の一因といわれます。

繰延税金資産や固定資産の減損など新しい会計基準に関しては、過去の会計事実への判断の適否の他、過去と整合性のある将来予測の正確な把握が必要です。そこに難しさがあります。

決算訂正につながる理由

会計事実の把握問題と、法令・基準に準拠した会計処理の不正確さと、いずれの理由が決算訂正につながるか。最近の例では前者が多いようです。売上高を完成引渡し基準で計上する不動産販売業で、完成している事実がないのに売上を計上する例や、IT 業界における架空売上の計上などは、古典的な問題事例ですが、過去から現在までの事実の把握に関わるものです。

厄介なのは、子会社株式の評価やのれんの減損、プラント事業における経費の見積もりなどといった将来予測を加味した処理で、その予測情報についての正確さが欠けたために生じる決算訂正です。

お見逃しなく！

簡単な例でいえば・・・

決算発表後数ヶ月経過した後に得意先が倒産した場合、前期決算における引当ての適否が問題になります。証券取引所や金融庁などの規制当局も、決算時点でなんらかの判断が必要であったか否か、その検証が行われたかどうかを問題にします。

債権回収の遅延がなかったかどうか、遅延があった場合に必要な与信情報（決算書）を入手したか、将来事業計画を入手したか、回収計画の妥当性を検討したか、といった貸倒引当金の要否を検討するのに必要な将来情報の入手と入手情報を基にした判断の妥当性がポイントになってきます。

制度法令上の責任問題にも波及 ーJ-SOX への取り組みが不可欠

重大な影響のある決算訂正の原因が故意または重大な過失による場合は、粉飾決算の問題に及び、会社にも監査人にも責任問題が発生します。今年 4 月から適用される金融商品取引法上の J-SOX（日本版企業改革法）が求める内部統制は、粉飾決算、決算訂正が起こらない仕組みづくりと言えます。